

平成24年(ワ)第206号、第543号
柏崎刈羽原子力発電所運転差止め請求事件
原告 吉田隆介外
被告 東京電力株式会社

準備書面(18)

平成25年11月29日

新潟地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	和	田	光	弘
同	松	永		仁
同	近	藤	正	道
同	江	花	史	郎

本準備書面で、年を明記しない月日は、全て平成25年を指す。

第1 本準備書面の目的

本準備書面は、原告準備書面(14)に続いて、平成25年9月から同年11月ころまでの福島第一原発事故における汚染水処理等についての被告の対応等を概括するとともに、被告に原発を稼動する資質・能力はないことを主張するものである。

第2 汚染水に関する基礎知識

1 汚染水とは

汚染水とは、福島第一原発事故で溶けた核燃料を冷やすために原子炉に投入した水が放射性物質を含んで建屋の地下に貯まったものである。この

汚染水は、地下水と混ざって新たな汚染水を生み出している（朝日新聞10月19日朝刊）。

2 汚染水内の放射性物質

現時点で、汚染水内に含まれている放射性物質のうち、特に重要なのは、ストロンチウム90（以下、単に「ストロンチウム」と言うことがある）とトリチウムである（甲E1）。新聞記事でも、この2つの放射性物質の数値が特に取り上げられている。

(1) ストロンチウム90

法令告示濃度（原発外に放出する際の基準）は1リットルあたり30ベクレルである。

ストロンチウム90の半減期は29.1年で、体内摂取されると、かなりの部分は骨の無機質部分に取り込まれ、長く残留し、ベータ線と放出する放射能としては健康影響が大きいとされている（甲E2）。

(2) トリチウム

法令告示濃度は1リットルあたり6万ベクレルである。

トリチウムの半減期は12.3年で、生体に対する影響としては、体内取り込みによる内部被曝が問題となる。トリチウムは水そのものであるため、汚染水からの除去ができない（甲E3、甲E1）。

第3 汚染水処理問題に関する事実経過

平成25年8月29日から同年11月21日までの汚染水処理問題等に関する事実経過は以下の通りである。

- 1 規制委は、8月28日、汚染水漏れについて、国際原子力事象評価尺度（INES）の暫定評価をレベル1からレベル3に引き上げた（第一原発事故そのものはレベル7）。（朝日新聞8月29日朝刊）
- 2 被告は、9月9日、漏れたタンク付近の観測井戸の地下水から放射性ストロンチウムなどが1リットルあたり3200ベクレル検出されたと発表した。（朝日新聞9月10日朝刊）
- 3 被告の山下和彦フェロー（技術顧問）は、9月13日、汚染水水漏れ問題について、「今の状態はコントロールできていないと考えている」と述べた。（朝日新聞9月14日朝刊）
- 4 被告は、9月14日、漏れたタンク付近の観測井戸で同月13日に採取

した水から、トリチウム（三重水素）が1リットルあたり15万ベクレル検出されたと発表した。（朝日新聞9月15日朝刊）

- 5 福島第一原発事故発生当時の菅内閣で原発事故担当の首相補佐官を務めた馬淵澄夫は、事故から約2カ月後の平成23年5月、地下水が原子炉建屋に入って汚染され、外部に漏れることを防ぐため、建屋の地下を囲う鋼鉄製の遮水壁の設置を盛り込んだ報告書をまとめた。

しかし、被告は同年6月、遮水壁建設に約1千億円の費用がかかると試算し、その前後に被告首脳が「設置費用の1千億円を債務に計上すれば、市場から破綻の心配がある会社だとみられる。6月末には株主総会もある」などとして、当時の経済産業相だった海江田万里に記者発表で「着工時期や費用は不明」と説明するよう求めた。

すなわち、福島第一原発事故後の平成23年6月、被告は、汚染水の流出を防ぐ遮水壁の設置を検討しながら、経営破綻（はたん）のおそれがあるとして着工を先送りしていた。被告が当時試算した約1千億円の設置費用の負担に難色を示したため、その後の汚染水対策の遅れにつながった可能性もある。（以上、朝日新聞9月18日朝刊）

- 6 9月27日、福島第一原発の放射能汚染水漏れ問題が、国会で初めて取り上げられた。被告の広瀬直己社長は、安倍晋三首相の「コントロール」発言について、「首相の発言は湾の外に影響が及ぶことは全然ないというご主張だ。私どもも全く同じ考えを持っている」と述べ、部下の山下和彦フェロー（技術顧問）の「コントロールできていない」という発言との食い違いを否定した。（朝日新聞9月28日朝刊）

- 7 被告は、9月29日、福島第一原発で高濃度汚染水を浄化する装置ALPS（アルプス）での処理が不具合で中断している問題について、処理タンクの内側の底に取り付けていたゴムパッドがはがれ、泥をタンクの外に出す排出口をふさいだことが不具合の原因と発表した。

仮設ハシゴ用のゴムパッドは本来、使用後に回収するはずだったが、作業員が勘違いして回収していなかった。（朝日新聞9月30日朝刊）

- 8 被告は、10月1日、福島第一原発で放射性物質を含む雨水がタンクから約4トンあふれた問題で、含まれる放射性物質の濃度がストロンチウムなどのベータ線で1リットルあたり390ベクレルだったと明らかにした（法で定めるストロンチウムの放出限度は同30ベクレル）。台風対策として午

前10時40分ごろからH6エリアの堰（せき）内の雨水を別のエリアの堰内に移す作業を始めたが、ホースのつなぎ先がタンクに変更されていた。（朝日新聞10月2日朝刊）

9 規制委の中村佳代子委員は、被告の放射性物質に関する知識、技術力不足を指摘し、「そんな会社が原子力について申請したことに驚きを感じる。技術力には非常に不信感がある」と発言した。

規制委の更田豊志委員は、「あれだけの事故を起こした事業者が再び別の原発を（動かそう）、というのは複雑な思いだ。行政機関として申請があれば審査するのが役割だが、個人的には福島第1と柏崎刈羽が別物だとは割り切れない。」と発言した。（以上、新潟日報10月3日朝刊）

10 被告は、10月3日、福島第一原発で雨水を移していたタンクから汚染水が漏れた問題で、タンクを囲む堰（せき）の外に漏れた汚染水の一部が海に流出したと発表した。タンクに水を移しすぎたため、天板と側板のつなぎ目から漏れた。

通常は余裕を持って天板より低い水位までしかためないが、堰の内側に雨水が多くたまっていたことから、容量の98・6%まで水を移し、天板までの隙間はほとんどなかった。五つのタンクは傾斜した場所に立っており、傾いているところ、作業員が最も高い位置にあるタンクの水位計を見ながら作業していたため、最も低い位置にあったタンクから汚染水が漏れたとみられる。（以上、朝日新聞10月3日夕刊、同10月4日朝刊）

11 被告は、10月7日、福島第一原発1号機にある配電盤が停止し、1号機の原子炉内に注水するポンプが切り替わったと発表した。被告の発表によれば、別の系統から電源を受けるポンプが自動で起動し、注水は続いているとのことである。

被告の発表によると、設備の点検やデータ採取をしていた作業員が、配電盤の操作を誤り、電源を遮断してしまった可能性が高いとのことである。（以上、朝日新聞10月7日夕刊）

12 被告は、10月9日、福島第一原発にある淡水化装置のホースから高濃度の汚染水が漏れた問題で、作業員ら6人の体に放射性物質が付着して被曝（ひばく）したと発表した。汚染水にはストロンチウムなどベータ線を出す放射性物質が1リットルあたり3400万ベクレル含まれ、建物内に約7トン広がった。被曝の経緯は以下の通りである。

10月9日午前9時35分ごろ、協力会社の作業員3人が、原子炉を冷却した汚染水から塩分を取り除く淡水化装置でホースの付け替えをしていたところ、予定していたのとは別の接続部を外してしまった。汚染水は広さ約700平方メートルある建物の床全体に数センチたまった。(以上、朝日新聞10月10日朝刊、同10月10日デジタル版)

13 10月9日の福島第一原発の淡水化装置で起きた汚染水漏れについて、原子力規制委員会の田中俊一委員長は「ばかげたようなミス」と表現した上で、原因に現場の士気の低下があることを指摘した。規制委は被告に対応強化を求めた報告書の提出を義務付けており、内容次第では柏崎刈羽原発(新潟県)の安全審査にも影響することを示唆した。

田中委員長は10月9日午後の定例会見で、「士気の低下は、ケアレス(注意不足)ミスにつながる。作業環境がいい場合は、ばかげたようなミスが少なくなる。被告は下請けに任せっぱなしになっているのではないか。積極的に関わらなくてはいけない」と発言した。(以上、10月9日MSN産経ニュース)

14 被告は10月10日、福島第一原発の港の外の海水から放射性セシウムを微量に検出したと発表した。

10月8日に採取した海水から1リットルあたり1・4ベクレルのセシウム137が検出された。(朝日新聞10月11日朝刊)

15 被告は10月12日、福島第一原発の外洋と港湾内の境目にあたる港湾口の海水から、放射性セシウムが1リットルあたり10ベクレル検出されたと発表した。同日時点で、測定を始めた6月以降で最も高い。

一方、8月に300トンの高濃度汚染水漏れが発覚したタンク近くの井戸で10月10日に採取した水から、トリチウム(三重水素)が1リットルあたり初めて30万ベクレルを超える32万ベクレル検出された。法で定める放出限度(同6万ベクレル)の5倍超である。(以上、朝日新聞10月13日朝刊)

16 原子力規制委員会は、10月16日、被告が福島第一原発でのトラブルへの対策を示した報告書は不十分とする見解を示した。規制委は安全管理全般についての報告を求めたはずが、報告書では福島第一原発の汚染水対策に終始していた。

規制委の田中俊一委員長は10月16日の記者会見で「この報告書で今

起きていることが解決できるという心証は持てない」と述べた。(以上、朝日新聞10月17日朝刊)

17 被告は、10月16日、台風26号による大雨で、福島第一原発の汚染水タンク周辺の堰(せき)内にたまった雨水の排出を、事前に示していた手順通りに進めていなかった。水位の上昇で準備不足が露呈した。

台風が福島第一を襲った同日早朝、被告は汚染水タンクのある9区画で、含まれる放射性物質は暫定基準値未満として、堰内の雨水を次々と外に流した。

その基準値がまとまったのは、関東地方で強い雨が降り始めていた同月15日深夜だった。排出前に堰内の雨水を小さなタンクにいったん入れてまぜた後、放射性物質の濃度を測ると説明し、基準以上なら用意した移送先タンク(容量4千トン)などに回収するとしていた。

ところが台風の大雨で堰内の水位が急上昇した。タンクに移してからの計測が追いつかなくなり、たまり水を直接測って排出を始めた。

遠くにある移送先タンクまで水を移す時間がなかったため、基準を超えた雨水の一部は、地下貯水槽(容量4千トン)にも急ぎよ入れた。4月の高濃度汚染水漏れで問題となり、使わないとしていた場所であった。

回収した雨水は2号機タービン建屋地下に移し、通常汚染水として処理することになり、その分、汚染水の総量が増える。9月15日の台風18号では約1400トンを回収した。今後も大雨が降るたびに汚染水が発生する。

被告は堰内に雨水が入らないようタンクに雨どいを設置するほか、すでにある高さ約30センチの堰に加え、区画ごとに0.6～1.3メートルのコンクリート製の堰を設置する考えとのことであるが、堰の完成は今年中といい、対策は相変わらず後手に回っている。

一方、外洋に直接つながる排水溝では、10月16日午前に採取した水から放射性ストロンチウムなどベータ線を出す物質が1リットルあたり1400ベクレル検出された。(以上、朝日新聞10月18日朝刊)

18 被告は10月18日、福島第一原発近くの井戸の水に含まれる放射性物質の濃度が急上昇したと発表した。被告の発表によれば、汚染水漏れから2カ月たち、被告は、地中に染み込んだ高濃度汚染水が、まとまった形で、井戸まで到達した可能性があるとのことであった。

検出されたのはタンクの10メートル余り北の観測井戸であった。被告の発表によると、17日に採取した水からストロンチウムなどベータ線を出す放射性物質が1リットルあたり40万ベクレルで前日より約6500倍、トリチウム（三重水素）も3倍超の79万ベクレルが検出された。いずれも同日時点で過去最大値であった。（朝日新聞10月19日朝刊）

19 被告は、10月20日、大雨の影響で、福島第一原発の汚染水をためたタンク群を囲む堰（せき）の内側にたまった水が12カ所であふれた、と発表した。台風26号の際は、急な水位上昇から事前に示した手順を省略して排出したが、今回は作業自体が追いつかなかった。あふれた水の量や放射性物質の量は分かっていないが、先月以降の堰内の水の測定結果によると、12カ所のうち最も高い1カ所では、ベータ線を出す放射性物質が1リットルあたり2万9千ベクレル検出されていた。（朝日新聞10月21日朝刊、同10月22日朝刊）

20 原子力規制委員会の田中俊一委員長は、10月23日の定例会合で、被告が提出した福島第一原子力発電所の汚染水問題の報告書が不十分だとして、被告の広瀬直己社長を呼び直接指導する方針を決めた。同原発や再稼働を目指して審査を申請した柏崎刈羽原発の安全管理体制について経営者の認識をただし、現場の作業環境などの改善を求める趣旨であった。

規制委は「（相次ぐトラブルの）背景には現場の困難や苦悩がある」と指摘し、報告書が作業員の士気の低下などを重視していないことを問題にした。柏崎刈羽原発では十分に安全管理できるとした点についても、「それなら（柏崎刈羽原発の）職員を福島第一原発の対応にあてるべきだ」（田中委員長）と苦言を呈した。

報告書は地上タンクから相次いだ汚染水漏れを受け、原子力規制庁の池田克彦長官が4日に被告の広瀬社長を呼んで提出を要請したものである。被告は15日に提出したが、「趣旨を矮小（わいしょう）化している」（池田長官）との指摘を受けていた。（以上、日本経済新聞10月23日ウェブ版）

21 被告は10月23日、福島第一原発で汚染水をためているタンク群を囲う堰（せき）内の雨水を、堰内で直接分析して排出したと発表した。いったんタンクにためて放射性物質を測るという、事前に被告が示していた手順とは違うやり方だった。水の分析では暫定基準を下回っていた。被告は同月16、20日も想定以上に雨が降り、手順を守れなかった。（朝日新聞10

月 23 日朝刊)

22 被告は、10月23日、福島第一原発の排水溝の水からストロンチウムなどベータ線を出す放射性物質を1リットルあたり5万9千ベクレル検出したと発表した。この観測地点では同日時点で過去最大値であった。(朝日新聞10月23日夕刊)

23 被告は、10月23日、台風27号の接近に備え、福島第一原発の汚染水タンク群を囲む堰(せき)内の水を地下貯水槽に移すと発表した。地下貯水槽は4月に高濃度汚染水漏れが発覚し、使わない方針だった。さらに堰内の水の計測手順の簡略化も表明し、被告は「汚染水を外に出さないための一時的な運用」と説明した。

被告の発表では、堰内にたまった水を貯蔵タンクのほか、三つの地下貯水槽にためるとのことだが、うち一つは同月16日の台風26号と、20日の大雨の際にすでに「緊急」として使っていた。今のところ、これら三つの貯水槽で漏れは確認されていないが、被告の広瀬直己社長は別の地下貯水槽で汚染水漏れが発覚した後、地下貯水槽は使わないなどと発言しており、今回の被告の対応は、広瀬社長の発言に反するものであった。

さらに、被告は事前の計測などで放射性物質の濃度が低いとみられる区画は、豪雨なら堰内で直接水を採って分析し、排水すると発表した。本来の手順はタンクに雨水をためた後に測るものであり、今回被告が発表した方法だと、採水場所で濃度が変わる可能性がある。(以上、朝日新聞10月24日朝刊)

24 被告は、10月24日、福島第一原発の排水溝の水からストロンチウムなどベータ線を出す放射性物質を1リットルあたり14万ベクレル検出したと発表した。8月から始まった排水溝の水の調査で、最高値を更新した。放射性ストロンチウムの法で定める放出限度は1リットルあたり30ベクレルである。検出された水にはストロンチウム以外の放射性物質も含まれているが、高い濃度になっていた。(朝日新聞10月24日夕刊)

25 福島第一原発の汚染水タンクを囲む堰(せき)内にたまる雨水の処理について、原子力規制委員会は、10月24日、台風などで水があふれそうな緊急時に限り、手順を簡略化することを了承した。

被告が示した本来の手順では、水を一時貯蔵タンクに移して放射性物質を分析し、基準を下回れば排出するものであった。だが、同月20日の大雨

の際、急激な水位上昇に作業が間に合わず堰から水をあふれさせてしまい、被告が緊急時の手順簡略化を明らかにしていた。

了承された手順によると、今後は、同月20日の時点で基準を下回っていた区画に限って、堰内の水を4カ所以上で直接測ればよいことになる。超えていた区画では、排水せずに回収することになる。(以上、朝日新聞10月25日朝刊)

26 原発の整備面の審査を担当する更田豊志委員は、10月23日の規制委定例会合で、「福島第1の作業管理の状態を考えたら、柏崎刈羽での管理は万全だと言えるのか。」と発言した。更田委員は、汚染水問題と柏崎刈羽の審査について「あれはあれ、これはこれというわけにはいかない」と繰り返し語っている。この二つは無関係ではないという認識である。(以上、新潟日報10月28日朝刊)

27 10月の台風27号による豪雨などで、被告が福島第一原発の地下貯水槽に「一時的」としてためた放射性物質に汚染された雨水が、そのままになっている。4月に高濃度の汚染水漏れが発覚して使わないことにしたはずだが、よそに移すめども立っていない。

ためられているのは、汚染水タンクを囲む堰(せき)内にたまった雨水で、二つの地下貯水槽で計2700トン分ある。被告は「緊急的な対応」と説明している。水は2、3号機のタービン建屋の地下に移して、ほかの汚染水と一緒にする方針だった。

しかし、建屋は、流れ込む地下水とほかから移した雨水で余裕がない状態である。地下貯水槽をいつまで使うのかについて、被告は「汚染水の処理状況による」と言葉をにごすようになった。

こうした対応に、福島県は「地下貯水槽の汚染水漏れの原因もわかっておらず対策も取っていない。すぐ移すよう指示している」と話している。(以上、朝日新聞11月7日朝刊)

28 被告は11月11日、タンク近くの井戸から放射性ストロンチウムなどベータ線を出す放射性物質が1リットルあたり55万ベクレル検出されたと発表した。同日時点の過去最大値で、数日前から値が上昇していた。(朝日新聞11月12日朝刊)

29 被告は11月12日、タンク近くの井戸の水から放射性ストロンチウムなどベータ線を出す放射性物質が1リットルあたり71万ベクレル検出さ

れたと発表した。同月9日に同じ井戸から採取された水の同55万ベクレルを上回り、同日時点で過去最大値となった。(朝日新聞11月12日夕刊)

30 原子力規制委員会は11月13日、柏崎刈羽原発6、7号機(新潟県)の新規制基準への適合について、近く本格審査を始めることを決めた。

被告が9月27日に規制委に申請した後、福島第一原発で作業ミスによる汚染水漏れなどが相次いだ。規制委は柏崎刈羽原発の審査よりも、福島第一原発の現場管理を被告に徹底させることを優先してきた。

規制委は、同月13日の定例会で、柏崎刈羽原発の本格審査を始めることを決めた。

新潟県の泉田裕彦知事は同月13日、本格審査を決めた原子力規制委員会に対し、「なぜ止めていて、なぜ始めるのか説明が欲しい。聞かないと分からない。福島第一原発の汚染水漏れが止まっていないのに」と疑問を呈した。また、審査をクリアした原発でも、事故が起きたら健康に影響のある被曝(ひばく)が起ころうることを国民に説明するよう注文をつけた。(以上、朝日新聞11月14日朝刊)

31 規制委の田中俊一委員長は、11月20日の会見で、同月21日から本格的に始まる柏崎刈羽原発6、7号機の安全審査について、「東電は安全文化に問題がある。現場の運用や経営の在り方も含めて審査でみていく」と述べた。(新潟日報11月21日朝刊)

第4 被告に原発を稼働する資質はないこと

上記の事実経過から読み取れることは以下の通りである。

1 福島第一原発事故への対応と本件原発の再稼働の問題は直結していること

福島第一原発も本件原発も稼働の主体は被告である。福島第一原発事故で表れる被告の資質・能力は、本件原発を再稼働させるにあたっての安全性に直接的に影響する。福島第一原発事故への対応が十分にできないのに、本件原発を安全に稼働できるはずがないからである。

被告による汚染水対策に問題があることを踏まえて、規制委の委員が「そんな会社が原子力について申請したことに驚きを感じる。技術力には非常に不信感がある」「あれだけの事故を起こした事業者が再び別の原発を(動かそう)、というのは複雑な思いだ。行政機関として申請があれば審査するの

が役割だが、個人的には福島第一と柏崎刈羽が別物だとは割り切れない。」などと発言する（上記第3の9）のは当然である。

2 人為的ミスが連続して発生していること

福島第一原発では、上記第3の7（ゴムパッドの置き忘れによるALPS停止）、同8（ホースの誤接続による雨水漏れ）、同10（水位計を見誤って雨水がタンクから溢れる）、同11（配電盤操作ミスによる注水一時停止）、同12（ホースの付け替えミスにより作業員が汚染水を浴びる）のとおり、連日のように人的ミスが発生している。これらは、いずれも極めて単純な作業を誤ったものである。高度の判断や技術を要する作業を誤ったものではない。規制委の田中俊一委員長も、10月9日の会見で、「ばかげたようなミス」と表現している（同13）。

7月8日に新規規制基準が施行され、電力会社に対して、シビアアクシデント対策やフィルター付ベントの設置等が義務づけられたが、被告が、緊急時にこれらを確実に実行することは期待できない。定められたシビアアクシデント対策を実行し、フィルター付ベントを稼働させるためには、より高度の技術や判断が求められるところ、被告は、単純で当たり前の作業すら確実に実行できないからである。

3 被告は汚染水問題を適切に処理する意欲がないこと

上記第3の17、同19、同21、同23、同27の通り、10月の大雨の際、被告は、規制委が了承していた手続を遵守せずに、雨水を排出した。さらに、4月の時点で使わないとしていた地下貯水槽に雨水を貯水した。被告の対応が後手に回っていると批判されているのは当然のことである。

被告の対応が場当たりので、常に後手に回るのは、被告が汚染水問題の処理にできるだけ費用を投じたくないからであり、このような被告の態度は、以下の事実からも見て取れる。

すなわち、被告は、平成23年6月の時点で、汚染水の流出を防ぐための遮水壁の設置を検討しながら、その建設費用に約1000億円を要すると試算したため、市場からの評価や同月の株主総会を乗り切るために、これを先送りした（上記第3の5、甲E1）。

被告は、参議院選挙の翌日である7月22日に初めて汚染水が海に流出していることを認めたが、これは、原発を推進している安倍政権への参議院選の影響を考慮したために意図的に発表を遅らせたとののではと指摘されて

いる（朝日新聞7月27日朝刊）。

このように、安全を軽視して、利潤の追求を優先する被告の体質は、福島第一原発事故後も変わっていない。被告にとって、汚染水の処理は費用を消化するだけの作業であるから、コストカットの対象でしかない。新規制基準によって義務づけられたシビアアクシデント対策等は、被告の「商品」である発電そのものではないから、やはりコストカットの対象である。

安全軽視の被告の企業体質は、福島第一原発の汚染水処理に対する態度からも明らかであり、規制委の田中委員長も「東電は安全文化に問題がある」と明言している（上記第3の31）。その様な被告が、シビアアクシデント対策等を適切に実施できるはずがない。

4 被告による汚染水対策は改善されていない

規制委は、被告による本件原発の審査申請に対し、福島第一原発での汚染水トラブルの対応を優先すべきとして、本格審査を留保していたものの、10月21日、本件原発の本格審査を開始することになった。

しかし、被告による汚染水対策は、全く改善されていない。現に、11月に入ってから、福島第一原発周辺での放射線濃度は最高値を日々更新している。

被告の広瀬社長は、9月27日、安倍首相の「港湾内で完全にブロックされている」との発言を追認しているが（上記第3の6）、10月8日には港湾外からセシウムが検出されており（同14）、被告のトップの認識は現実と乖離している。

5 まとめ

汚染水処理問題をはじめとする福島第一原発の対応について、被告の管理能力、体制に問題があるのは明らかである。そのような被告が、本件原発を安全に再稼働できるはずがない。

被告は、福島第一原発の汚染水処理、廃炉に向けた作業に全てを注力すべきであり、これと並行して本件原発を再稼働させることは許されない。

以上